

第484回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 8 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年3月27日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生	主 査	榎本 亮太
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
主 幹	神立 寛司		
副主幹	宮本 晃宏		

## 10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年3月27日第484回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 樋口 直喜

.....

委員 鈴木 初夫

.....

委員 時田 重雄

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書2月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計6件、6筆、2,320㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計8件、14筆、4,592.61㎡である。農地改良届については、合計2件、3筆、1,977㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計2件、3筆、253.17㎡である。農地法第3条の規定による許可指令書取消願については、合計1件、3筆、2,293㎡である。農地法第5条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、1筆、350㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計1件、1筆、2,872㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、5筆、4,904㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計8件、36筆、23,209㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計5件、12筆、4,624.30㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

#### 議案第1号

#### 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数30件、筆数139筆、面積95,086.94㎡について申出があった。このうち賃借権設定が5件、使用貸借権設定が24件、所有権移転が1件である。契約期間は、整理番号2番から20番は令和6年6月1日から、それ以外は令和6年4月15日から設定されるものである。

整理番号1番は、2筆、1,850㎡で、約10年の賃借権設定の申出である。借受人は現在27歳で、令和3年11月から令和5年12月まで2年間、株式会社苺の里で苺の栽培について学び、独立することとなった。申出地を借受け後は、観光農園を開設し、苺を栽培していく計画である。なお、借受人は認定新規就農者として認定を受けている。通作距離は、約8kmである。

整理番号2番から20番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。申出件数19件、筆数96筆、面積55,918.94㎡で、約9年の使用貸借権設定の申出である。

この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。

借受人の埼玉県農林公社は、昭和39年に社団法人農業機械化公社として設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事より指定を受けている。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借受け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対する農地の貸付が行われる予定である。

整理番号21番は、25筆、18,789㎡で、約10年の使用貸借権設定の申出である。借受人の法人は、平成25年8月8日に設立し、農業、農産物の加工・製造加工を主な業務としている。現在は約19アールの農地を耕作している。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約100mである。

整理番号22番、23番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号22番は、2筆、3,136㎡の内1,527㎡で、約2年の使用貸借権設定の申出、整理番号23番は、2筆、5,469㎡の内4,422㎡で、約2年の賃借権設定の申出である。借受人は現在38歳で、令和3年4月から小川町の「風の丘ファーム」で1年間研修を受けた

後、令和4年4月に「いるま地域明日の農業担い手育成塾」に入塾し、2年間農業に従事していた。いままで研修農地として耕作していた農地を借りるための申出である。なお、借受人は認定新規就農者として認定を受けている。主な作付けは露地野菜である。通作距離は、約5kmである。

整理番号24番は、4筆、2,609㎡で、約2年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在61歳で、農業従事日数は、年間280日、家族と共に約228アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.2kmである。

整理番号25番は、2筆、1,570㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在51歳で、農業従事日数は、年間200日、家族と共に約137アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約600mである。

整理番号26番は、1筆、2,084㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在41歳で、農業従事日数は、年間150日、家族と共に約36アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約2kmである。

整理番号27番から29番は、同一人からの申出のためま

とめて説明する。整理番号27番は、1筆、1,078㎡、整理番号28番は、2筆、1,532㎡、整理番号29番は、1筆、2,709㎡で、約3年の賃借権設定の申出である。借受人は現在52歳で、令和3年4月から農業大学校で一年間農業について学んだ後、令和4年4月に「いるま地域明日の農業担い手育成塾」に入塾し、2年間農業に従事していた。いままで研修農地として耕作していた農地を借りるための申出である。主な作付けは露地野菜である。通作距離は、約6kmである。

整理番号30番は、1筆、998㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在74歳で、農業従事日数は、年間250日、家族と共に約314アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約1kmである。

以上のことから、整理番号1番から30番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。3月10日に農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。借受人は、現在27歳で、令和3年11月から令和5年12月まで2年

間、株式会社苺の里で苺の栽培について学び、独立することとなった。農機具の所有状況は、耕耘機1台、農業用自動車1台を所有しており十分対応できる設備である。

なお、借受人は認定新規就農者として認定を受けている。申出地を借受け後は、観光農園を開設し、苺を栽培していく計画である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、借受人から営農計画などを伺い、農機具や現地を確認した結果、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号22番、23番について報告する。3月18日に農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。借受人は、現在38歳で、令和3年4月から1年間、小川町の「風の丘ファーム」で研修を受けた後、令和4年4月から2年間「いるま地域明日の農業担い手育成塾」に入り、農業について学んだ。今後の作付けについては露地野菜の有機栽培を行うとのことである。農機具はトラクター等の必要な機械は一通り揃っており十分対応できる設備である。

なお、現在は、認定新規就農者の手続きを行なっているとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 22 番、23 番について、借受人から営農計画などを伺い、農機具や現地を確認した結果、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 27 番から 29 番について報告する。

3 月 24 日に農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。借受人は、現在 52 歳で、令和 3 年 4 月から 1 年間、農業大学校で学んだ後、令和 4 年 4 月から 2 年間「いるま地域明日の農業担い手育成塾」に入り、農業について学んだ。今後の作付けについては露地野菜の栽培を行うとのことである。農機具はトラクター、耕運機、農業用自動車等の必要な機械は一通り揃っており十分対応できる設備である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考え。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 27 番から 29 番について、借受人から営農計画などを伺い、農機具や現地を確認した結果、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 30 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求め

た。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数96筆、面積55,918.94㎡についての意見照会である。先ほど第1号議案、整理番号整理番号2番から20番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画(案)についての市長からの意見照会である。また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。

担い手について、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

### 議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数7件、筆数15筆、面積8,941㎡についての申請があった。

整理番号1番は、経営拡張のため所有権移転で、1筆、323㎡の申請である。譲受人は、現在81歳で、世帯の合計農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約71アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.4kmである。

整理番号2番は、経営拡張のため所有権移転で、5筆、2,855㎡の申請である。譲受人は、現在23歳で、世帯の合計農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約248アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営

の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。  
通作距離は約 3.8 km である。

なお、申請人はふじみ野市でも営農しているので、ふじみ野市農業委員会に申請人の農業経営状況と農地の現況について確認した。ふじみ野市農業委員会からは、申請人の農地について、適切に管理されているとの回答を得ている。

整理番号 3 番は、経営拡張のため所有権移転で、4 筆、3,439 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 45 歳で、農業従事日数は年間 300 日、家族と共に約 324 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 300 m である。

整理番号 4 番は、経営拡張のため所有権移転で、1 筆、328 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 69 歳で、農業従事日数は年間 200 日、家族と共に約 80 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 5 番は、経営拡張のため所有権移転で、2 筆、978 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在 34 歳で、農業従事日数は年間 150 日で、約 13 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 3 km である。

整理番号 6 番は、経営拡張のため所有権移転で、1 筆、7

70 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在51歳で、農業従事日数は年間350日、家族と共に約243アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1 kmである。

なお、申請人は坂戸市でも営農しているので、坂戸市農業委員会に申請人の農業経営状況と農地の現況について確認した。坂戸市農業委員会からは、申請人の農地について、適切に管理されているとの回答を得ている。

整理番号7番は、経営拡張のため所有権移転で、1筆、248 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在72歳で、世帯の合計農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約56アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約800 mである。

以上のことより、整理番号1番から7番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。3月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は現在23歳の農家である。経営面積は約248アールで、世帯の合計農業従事日数は年間150日以上である。農

機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、農業用自動車2台、田植機1台、乾燥機3台、籾摺機1台を所有しており、十分対応できる設備である。現在、申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては、水稻を行う計画である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。3月16日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は現在45歳の農家である。経営面積は約324アールで、農業従事日数は年間300日である。農機具の所有状況は、トラクター3台、耕耘機4台、農業用自動車3台を所有しており、十分対応できる設備である。現在、申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては、ほうれん草、小松菜等の露地野菜を行う計画である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農

家であると考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、譲受人は高齢だが家族構成はどうなっているのか。」との発言があった。

事務局は「息子、娘と共に耕作している。52歳の息子が後継ぎとなっている。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

#### 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積380㎡についての申請があった。」

整理番号1番は、住宅新築のため、1筆、380㎡の申請である。申請人は現在、借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの

申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、雑排水管管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て雑排水管へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数8件、筆数11筆、面積3,122.96㎡についての申請があった。整理番号1番は、住宅新築のため使用貸借権設定で、1筆、350㎡

の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号2番は、資材置場・車両置場に使用のため使用貸借権設定で、1筆、311㎡の申請である。譲受人は令和2年1月に設立し、塗装工事業を主な業務としている。代表者の自宅の一部を資材置場として使用しているものの、業績の好調に伴い、塗装工事資材が増加したことから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、使用貸借にて借り受け、資材置場・車両置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続して設置される周辺住民が経営する法人の資材置場のため不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号3番は、住宅新築のため所有権移転で、1筆、300㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得

し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番は、住宅新築のため使用貸借権設定で、2筆、338.96㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番は、資材置場に使用のため所有権移転で、2筆、810㎡の申請である。譲受人は平成22年6月に設立し、塗装工事業を主な業務としている。近隣に既存の資材置場があるものの、業務の拡張に伴い、資材置場が不足していたことから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透計画である。

整理番号6番は、住宅新築のため所有権移転で、2筆、469㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番は、住宅新築のため所有権移転で、1筆、275㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番は、住宅新築のため所有権移転で、1筆、269㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理

者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から8番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から8番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第6号

川越市農業委員会の「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」は、「農地等の最適化の推進に関する指針」や令和5年度の利用状況調査の結果等から設定するもので、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図って取り組む活動の目標となる。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、各項目に対して国が指定する統計資料等に基づき作成した。「1 農業委員会の現在の体制」は、任命年月日や農業委員数などを、「2 農家・農地等の概要」は、「総農家数」及び「農業経営体数」、「基幹的農業従事者数」は、2020年度版、農林業センサスに基づき記載した。「認定農業者等の経営体数」は、農政課の資料に基づき記載。耕地面積は、「耕地及び作付面積統計」に基づき記載した。

「Ⅱ 最適化活動の目標」、「1 最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」、「① 現状と課題」の「現状」は、「管内の農地面積」3,200ヘクタール、「これまでの集積面積」540.99ヘクタール、「集積率」16.9%、「課題」は、令和5年度と同様。「② 目標」は、「川越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の令和15年度の集積率目標が56%であり、「今年度の新規集積面積」は262.01ヘクタール、「今年度末の集積面積（累計）」は803ヘクタール、「(目標)今年度末の集積率」は25.1%。「(2) 遊休農地の解消」、「① 現状及び課題」の「現状」は、昨年8月に実施した「利用状況調査」により判明した遊休農地の状況となる。「1号遊休農地面積」は29.73ヘクタール、「うち緑区分の遊休農地面積」18.89ヘクタール、「うち黄区分の遊休農地面積」10.84ヘクタール。「課題」は、「土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により遊休農地が発生して

いるため、農地が利用されやすくなるよう、農地バンクを活用した農地の集約化等を進め、農地の受け手を幅広く確保していく必要がある」。 「②目標」、 「ア既存遊休農地の解消」、 「a 緑区分の遊休農地の解消」は、令和3年度利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとされており、当該遊休農地面積8.70ヘクタールを5分の1ずつ減少させることを目標とするもので、1.74ヘクタール。 「b 黄区分の遊休農地の解消」は、令和3年度利用状況調査で判明した黄区分遊休農地について、都道府県、市町村、農地バンク等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分遊休農地解消の工程表を策定することを目標とするもので、当該遊休農地面積8.64ヘクタールを「県、市、JA、農地バンク等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、各地域の基盤整備事業等の予定を踏まえて、令和8年度までに遊休農地解消に向けた工程表を策定する」。 「イ新規発生遊休農地の解消」は、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分遊休農地は、当該活動年度に解消することを目標とすることとなっており、「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」は6.12ヘクタール。 「(3)新規参入の促進」、 「①現状及び課題」の「現状」は、令和3年度0経営体、令和4年度2経営体、令和5年度は0経営体。「課題」は令和5年度と同様。「②目標」は、「権利移動面積」の「平均」59.19ヘクター

ル、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は、平均の1割以上とすることから、5.92ヘクタール。「2最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は月8日。「最適化活動を行う農業委員の人数」は、中立委員を除く15人、「農地利用最適化推進委員の人数」は16人。

「(2)活動強化月間の設定目標」は、国の通知に基づき、毎年度3か月以上を目標とする。9月は「農地の集積」、10月は「遊休農地の解消」、11月は「新規参入の促進」。

「(3)新規参入相談会への参加目標」は、国の通知に基づき、新規参入相談会への参加回数を「1回」とする。参加する相談会については、今のところ開催情報が無いため未定と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「毎年、新規就農者向け相談会を行っていたように記憶しているが、農政課の管轄か。」との発言があった。

事務局は「県の農林振興センターからの情報提供を受けて農政課が参加する例がある。農業委員会では農業会議所が主催する「新農業人フェア」に参加した実績がある。」と回答した。

委員から「大学を卒業する者で就職先に農業を考えている女性も多い。担い手の育成など力を入れて取り組むべき分野だと思う。未定というのは消極的に思える、市や県、いるま野農協との連携を強めてほしい。」との発言があった。

事務局は「今年度は県の新規就農者向けセミナーに参加し

たが、今の時点では開催情報が無いため予定できない状況である。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会の「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

### 1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第484回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年4月5日

---

議 長            渋谷 武

---

委 員            樋口 直喜

---

委 員            鈴木 初夫

---

委 員            時田 重雄

---